

## SEC フラッシュレポート

### サーベンス・オクスレー法 404 条に関する PCAOB による監査基準案及び SEC による経営者のための指針を検討するために、SEC が公開会議を開催

(2007 年 3 月 29 日)

今日、証券取引委員会 (SEC) は、2007 年 4 月 4 日に 2 つの目的を達成するために公開会議を開催すると発表した。第 1 に、SEC は、サーベンス・オクスレー法 (企業改革法) 404 条 (b) を遵守するための公開会社会計監視委員会 (PCAOB) による監査基準案について議論する。第 2 に、PCAOB の監査基準案と 404 条対応を行う公開会社の経営者のための解釈指針案がどのように整合性を取るべきかについて議論する。2 つの提案は 2006 年 12 月に公表され、パブリックコメントが求められた。2 つの提案に対するコメント期間は 2007 年 2 月 26 日に終了している。

公開会議は、1934 年取引所法に基づき SEC に提出される財務諸表の信頼性を向上させ、404 条の遵守をより効率的で費用対効果の高いものとするために、SEC と PCAOB によって 2006 年 5 月に公表されたプロセスの一環である。SEC のプレスリリースは、「SEC と PCAOB は、すべての規模の会社に適正なレベルのリスクベースのトップダウンアプローチを確立することを目的として、404 条の手続を改善するために共同で作業を行っている」というクリストファー・コックス委員長の声明を引用している。また、コックス委員長は、この会議が「2007 年 5 月に、SEC による経営者のための指針の最終的な採択を検討するという我々の目的の達成に貢献する」と指摘した。

このプロセスの一部として SEC が提案した経営者のための 404 条対応に関する指針は、重要な財務諸表の虚偽記載に関する重要なリスクを軽減する主要なコントロールに焦点を合わせるように設計されている。同時に、SEC による指針案と呼応して、PCAOB は 404 条に基づく財務報告の内部統制監査に関する現行基準の改正を提案した。SEC による経営者のための指針案と PCAOB の監査基準案には、404 条評価のプロセスにおける共通の意思決定ポイントがあり、経営者と監査人の両方が似たような意思決定を行わなければならない。よって、2 つ

の機関がお互いの作業を調整しようとし、これらの意思決定ポイントに関して判断基準を提供する両者の指針を整合させる機会を迫っていることは有意義なことである。

SEC と PCAOB が受領したコメントレーターは、SEC と PCAOB の提案の間で整合性をとることの重要性を強調しており、2 つの機関がそれぞれの基準を最終化するために対応しなければならない共通の課題を浮き彫りにした。例えば、提起された課題の 1 つは、監査基準案は、経営者のための指針案と、一部の領域で異なっており、また、場合によってはより詳細な指針を提供しているというものである。これらの差異はしばしば微妙であるが、会社の評価と監査人の評価が異なるかもしれないという疑問を生じさせる。例えば、監査基準案には重要な財務報告要素の選定の際に考慮すべき特定の要因のリストが含まれているが、SEC による指針案には含まれていない。監査基準案は、SEC の指針に記載されているコントロールが機能しないリスクを評価するための要素とは異なる要素を、コントロールに関連するリスクに影響を与える要素としてリストしている。この 2 種類の文書には、重大な欠陥を強く示唆する事項のリストが同じような形で記載されていない。これらに加えてその他の例もあり、何人かのコメント提出者が、SEC と PCAOB は 404 条評価のプロセスにおける特定の意思決定ポイントに関して同様の指針を採択すべきであると提案した。

公開会議では、SEC のスタッフは提案されたアプローチを整理する上で残された課題について説明し、その後、SEC がそれらの課題を検討するであろう。ここに纏めた課題の概要とこれに続く議論は、2 つの機関がそれぞれの基準を最終化する際に目指す方向性を我々に示唆することになる。また、公開会議において、基準の公表時期に関する予想が示されるかもしれない。従って、プロティビティはこの公開会議をモニターし、その議論の内容を今後のフラッシュレポートで提供する予定である。